

深川市資源物集団回収奨励金等交付制度の概要（手続き）

1. 目的

一般家庭から排出されるごみの減量化及び資源物の再生利用を促進するため、資源物の集団回収を実施する団体に対し奨励金を、また、回収団体から回収した資源物を引き取る回収業者に対し協力金を交付します。

2. 対象となる資源物

一般家庭から排出される古紙（新聞、紙パック、ダンボール、雑誌）で、資源として再生可能なものです。

※お店などの事業所から排出される資源ごみは対象外となります。

3. 対象となる事業

あらかじめ市に資源物の集団回収を実施する団体として登録した団体が、集団回収を実施し、回収した資源物を市に登録した回収業者に引き渡し（無償引渡及び引渡に対し対価を支払った場合を含む。）する事業です。

4. 対象となる回収団体

町内会、婦人会、子供会、スポーツ少年団、老人クラブ、PTA（生徒会、クラブ等を含む。）及びその他の市民団体（主として営利を目的とする団体を除く。）で資源物回収団体として市に登録した団体です。

5. 対象となる回収業者

市内に主たる事務所を有し、資源物を回収することを業とする者であって、過去に市内において資源物の集団回収の取引の実績を有する市に登録した者をいいます。

※回収業者は、市環境課環境係（電話26-2444）にお問い合わせください。

6. 奨励金及び協力金の額

奨励金及び協力金の額は、奨励金は回収重量1キログラムにつき2円、協力金は回収重量1キログラムにつき3円とし、回収重量の合計に1キログラム未満の端数があるときは、切り捨てます。

7. 奨励金及び協力金の申請等

奨励金及び協力金の申請にあたっては、定められた様式により8月、12月、3月にそれぞれ申請する月の直前4か月分をまとめて申請してください。

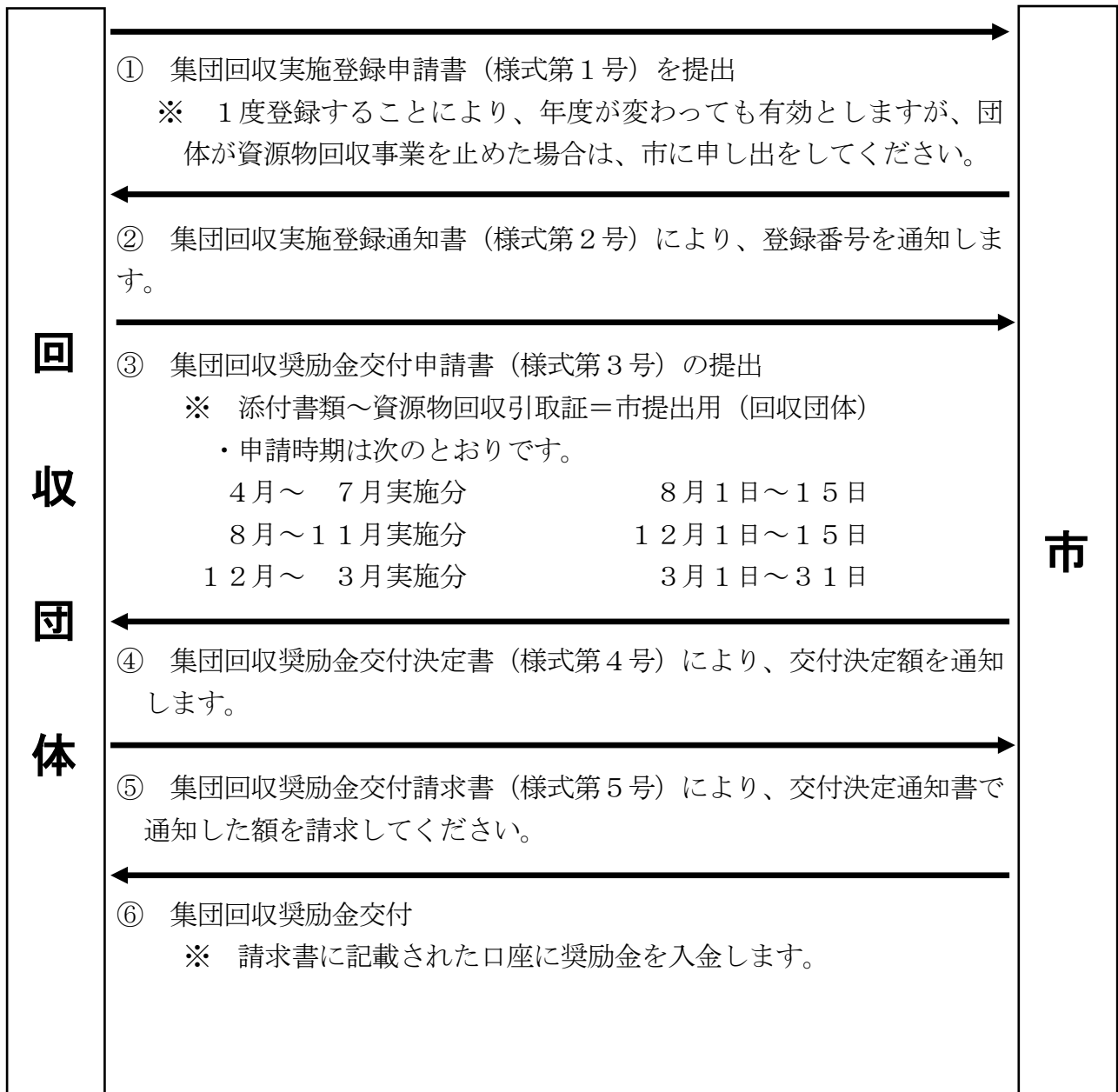
（申請日の詳細は、裏面を参照してください）

8. 奨励金及び協力金の返還

嘘偽その他不正な手段による行為があったと認められるときは、奨励金又は協力金の交付決定の取り消し、又は既に交付した奨励金又は協力金の一部又は全部を返還してもらうことがあります。

9. 深川市資源物集団回収奨励金交付フロー

奨励金交付にあたっての、事務手続きは次のとおりです。



※ ③申請書と⑤請求書を同時に提出することは可能ですが、⑤請求書には、請求金額と請求年月日は記入しないでください。